

# 香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥インフルエンザの発生により経済的に影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされたことにより、一時的な休業によって県内の労働者の雇用の維持を図ろうとする中小企業事業主に対して、休業手当等の一部を助成し、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とした香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金(以下「助成金」という。)の支給に関し、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雇用調整助成金 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の2に規定する雇用調整助成金をいう。
- (2) 中小企業事業主 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定に基づく助成金の支給に関する要領「第1共通要領」0202に規定する中小企業事業主のことをいう。
- (3) 鳥インフルエンザ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条の規定に基づく高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのことをいう。
- (4) 制限区域 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項の規定に基づき、家畜の移動等が制限された区域のことをいう。

## (助成対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 雇用調整助成金の支給決定(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業であって、休業の初日が令和2年1月24日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの場合に適用される特例措置に係るものを除き、休業の初日が、令和2年11月5日以降のものに限る)を受けた事業主であること。
- (2) 県内に所在する事業所の事業主(中小企業事業主に限る。)であること。
- (3) 鳥インフルエンザの発生による経済的な影響に伴い、県内に所在する事業所の休業を実施した事業主であること。
- (4) 養鶏業の事業主(以下「養鶏業者」という)又は制限区域内で養鶏場を経営する養鶏業者と養鶏業に係る直接の取引があった事業主であること。
- (5) 香川県補助金交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金は、雇用調整助成金の支給決定を受けた額の3分の1の額を、予算の範囲内で、支給するものとする。

(助成金の上限額)

第5条 前条の規定による助成金の額の合計は、1事業所当たり100万円を限度とする。

(助成金の支給申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者は、雇用調整助成金の支給決定通知書ごとに、香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、雇用調整助成金の支給決定を受けた日の属する年度の末日までに、郵送により知事に提出しなければならない。

- (1) 支給要件申立書(様式第2号)
- (2) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- (3) 雇用調整助成金に係る国への提出書類の写し
- (4) 前3号のほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、申請者に対し、補正を求めることができる。

(支給の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、助成金の支給を決定したときは、香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に助成金の額を通知するとともに、助成金を支給するものとする。不支給を決定したときは、香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金不支給決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(支給の方法)

第8条 助成金の支給の方法は、口座振込とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

香川県知事

殿

住所

氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕

香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給申請書

上記助成金の支給を受けたいので、香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 支給申請額 円

2. 助成金の振込先 ※記載誤りについて訂正不可

(フリガナ) 口座名義人氏名							
金融機関 コード					支店 コード		
(金融機関名) 銀行 金庫 組合 農業協同組合				(本支店、出張所等名) 本店 支店 出張所			
預金種目	当座 <input type="checkbox"/>		普通 <input type="checkbox"/>		その他 <input type="checkbox"/>		
口座番号							

様式第2号（第6条関係）

香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給要件申立書

香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金の支給要件について、次のとおり申し立てます。

1	休業の原因となった経済的な影響の理由 <input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザの発生による経済的な影響 ・具体的な内容  〔  〕
2	1の理由による休業の初日 年 月 日
3	支給要件に該当する理由 <input type="checkbox"/> 養鶏業者 <input type="checkbox"/> 制限区域内の養鶏業者（発生農場を含む）と直接取引があった関係事業者 ・業種（ ） ・取引がある制限区域内の養鶏業者の名称及び所在地 名称（ ） 所在地（ ）

年 月 日

香川県知事 殿

上記の記載事項については、いずれも相違ありません。また、県が、審査に必要な事項についての確認を行う場合には協力します。

なお、偽りその他の不正の行為により本来受けることのできない助成金を受け、本助成金の支給の決定を取り消された場合は、香川県補助金等交付規則の規定により、助成金を返還します。

（事業主） 住所

氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

香川県知事

香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった上記の助成金については、下記のとおり支給することを決定したので、香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給要綱第7条の規定により通知します。

記

支給金額

円

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

香川県知事

香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった上記の助成金については、下記の理由により支給しないことに決定したので、香川県鳥インフルエンザ対応雇用維持助成金支給要綱第7条の規定により通知します。

記

(不支給とした理由)

--